

第6回民生教育まちづくり常任委員会

令和7年6月23日（月）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第63号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について
- (2) 議第64号 小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- (3) 議第65号 下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- (4) 議第66号 金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- (5) 議第67号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例について

出席委員（7名）

委員長	中 島 ゆき子	副委員長	高 井 範 和
委 員	下 平 裕次郎	委 員	桂 川 融 己
委 員	大 西 尚 子	委 員	鷺 見 昌 己
委 員	森 哲 士		

欠席委員（なし）

委員外議員

議 長	中 島 達 也	議 員	加 藤 久 人
議 員	田 口 琢 弥	議 員	田 中 喜 登
議 員	今 井 政 良		

説明のため出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	総 務 部 長	大 前 栄 樹
まちづくり推進部長	田 谷 諭 志	企 画 課 長	澤 佳 孝
企画課課長補佐	船 坂 龍 男	財 務 課 長	杉 山 勝 彦
まちづくり推進課長	青 木 一 英	市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵
金山病院事務局長	亀 山 嘉 人	金山病院事務局特命担当課長	佐々木 克 哉
小坂振興事務所長	佐 伯 克 典	福 祉 部 長	小 澤 和 博

福祉部特命担当次長 杉山由美
建設課長 中田誠

こども家庭課長 奥田真一郎

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田添誠
議会総務課主任主査 柿ヶ野明広

議会総務課長 加藤冬城

○委員長（中島ゆき子議員）

おはようございます。

ただいまから第6回民生教育まちづくり常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で、定足数に達しており、委員会は成立しております。

なお、本日、6番、8番、10番、13番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

また、報道機関から取材の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

今日の民生教育まちづくり、よろしく願いいたします。

昨日、一昨日といろいろな行事があつて出席させていただきましたけれども、民生教育まちづくりの話で言えば、昨日、下呂市の文化祭で芸能発表会がございまして、非常に多くの各地域からお越しいただいていた。ちょっと御挨拶させていただいたんですが、その中でやっぱり文化というものを人生100年時代でいろいろな形で趣味を持って、そしてそういう発表会をされるという非常にすばらしい事業ですので、今回で14回目なんですが、我々行政ももう少し関わりを今後しっかり持ってやっていきたいなというふうに思っています。

その後、日本語交流のサロンカフェの第1回ということで開催をさせていただきまして、桂川融己議員が中心になって今やっけていただいているわけなんですが、今回もボランティアでサポーターの方が14名から17名ぐらいお越しいただきましたし、外国籍の方々も15人ぐらい、非常に活発で楽しそうな雰囲気やってみえて、これをさらに我々がちょっとバージョンアップしていきたいな、5、6、7でこれぐらいの規模になってきましたので、企業も巻き込んだこういうこともやっていきたい。

一般質問でも御質問をいただいておりますので、進めていきたいなと思っていますし、また、その後には金山のほうで映画上映会ということで、東で開催されて、私はちょっと行けなかったんですが、副市長以下出席をさせていただいて、お母さん方が一生懸命学校教育とか、そしてまちづくりを一生懸命頑張ってやってみえる、民間の方々も本当に今一生懸命そういう方面に頑張ってみえますので、特にこの民生教育まちづくり、我々もさらなる努力をしないかなというふうに感じたところでございます。

今日はよろしく願いをいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございました。

続きまして、議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

おはようございます。

執行部の皆様、議員の皆さん、お疲れさまです。

梅雨の合間というのは非常に体調を崩しやすいので、十分気をつけていただきたいと思います。

本日の付託の中で、過疎の関係がございしますが、変更計画ですか、これは全国議長会の友好団体に全国過疎地域連盟というのがあるんですが、これは毎年国のほうへ要望しているんですが、今回も少子高齢化、それから基盤整備に向けての財源の確保ということで要望しておりますので、お知らせします。

今日は付託案件5件、協議報告事項4件ということで盛りだくさんですので、よろしくお願ひします。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁につきましても簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和7年第4回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第63号から議第67号までの5議案について審査いたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、付託案件(1)の議第63号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について、説明をお願いいたします。

○企画課長（澤 佳孝）

それでは、議案書の23ページをまず御覧ください。

議第63号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。

別紙のとおり、下呂市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、下呂市過疎地域持続的発展計画の事業内容等を追加するためでございます。

変更内容について御説明いたします。

議案書の24ページを御覧ください。

下呂市過疎地域持続的発展計画の新旧対照表になっておりまして、右側が変更前、左側が変更後、傍線部分は変更部分となっております。

変更箇所は3つの持続的発展施策区分になりまして、1つ目の区分は4. 交通施設の整備、交通手段の確保になります。事業内容に新しく羽根中央線道路改良事業を追加するものでございます。

2つ目の区分は、8. 教育の振興になります。事業内容に新しく下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール購入費を追加するものでございます。

次に、25ページを御覧ください。

最後の3つ目の区分は、12番、その他地域の持続的発展に関し必要な事項とあります。事業内容に公共事業基金積立事業を追加するとともに、この事業内容の追加に伴い、計画本文(1)現況と問題点③財政運営の計画本文において、「整備や解体撤去」の文言を追加するものでございます。

委員会資料の2ページ目を御覧ください。

1番目の下呂市過疎地域持続的発展計画について。下呂市過疎地域持続的発展計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として、令和3年9月に下呂市議会の議決を経て策定しております。

2. 計画の変更の手続についてですが、総務省等が令和3年11月12日付で発出した過疎地域持続的発展計画等の変更の取扱いについての通知に基づき、計画全体に及ぼす影響が大きい変更については、都道府県との事前協議や議決等所定の手続を行うこととされています。

今回の変更部分は、3件の事業を追加するものですが、うち1件においては、下呂市過疎地域持続的発展計画の本文について一部加筆を伴う必要があり、計画に及ぼす影響が大きい変更にあたることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、同様に準用する同条第7項の規定により、市町村が計画を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県に協議しなければならないとされていますが、計画に及ぼす影響が大きい変更分については、令和7年5月1日付で岐阜県から意見等はない旨の回答をいただき、協議が終了しております。

3. 変更箇所については、議案で説明したとおりでございます。

以上が、議第63号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更についての提案となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第63号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で、議第63号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、(2)から(4)の付託案件、議第64号 小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議第65号 下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ

いて、議第66号 金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての3つの付託案件につきまして、関係する内容ですので一括として説明をいただきます。

それでは、議第64号、65号、66号について説明をお願いいたします。

○企画課長（澤 佳孝）

それでは、まず26ページのほうを御覧ください。

今回提案の3か所全ての辺地につきましては、公共的施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、総合整備計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

27ページを御覧ください。

1つ目は、小坂町湯屋大洞辺地の総合整備計画書となります。

1番の辺地の概況につきましては、記載のとおりでございます。

2番の公共的施設の整備を必要とする事情ですが、消防団の組織統合による地域防災・防災活動の効率化のため消防詰所を整備する必要があること、あと交流人口の受入れ体制確保と新たな地域の魅力創出等のために、観光レクリエーション施設であるふれあいの森を整備する必要がある事情がございます。

3番の公共的施設の整備計画は、令和7年度から令和10年度までの4年間、事業費は1億2,734万9,000円でございます。

次に、29ページを御覧ください。

2つ目の下呂上原辺地の総合整備計画書になります。

1番の辺地の概況につきましては、記載のとおりでございます。

2番の公共的施設の整備を必要とする事情ですが、狹隘区間が多い市道和川12号線を整備することで、地域住民の安全性と利便性の向上を図る必要があります。

3番の公共的施設の整備計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、事業費は3億8,291万円でございます。

次に、31ページを御覧ください。

3つ目は、金山町北部辺地の総合整備計画書となります。

1番の辺地の概況につきましては、記載のとおりでございます。

2番の公共的施設の整備を必要とする事情ですが、老朽化している市道祖師野八坂線の宮上橋を整備することで、地域住民の安全性と利便性の向上を図る必要があります。

3番の公共的施設の整備計画は、令和7年度から令和8年度の2年間で、事業費は1億4,400万円でございます。

委員会資料の3ページ目を御覧ください。

提案の趣旨ですが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、下呂市としての総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものでござ

ざいます。

2の辺地について。辺地法第2条に規定する辺地とは、交通や自然、経済、文化的諸条件に恵まれず、他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地や離島等を指します。辺地法は、こうした辺地とそのほかの地域との格差を是正することを目的としております。なお、辺地の要件は、辺地度点数が100点以上になる必要があります。この点数は、地域の中心を含む5キロ平方メートル以内の面積の中に50人以上の人口があり、駅や停留所といった公共施設までの距離や交通機関の運行状況等により加算されますが、提案の3地域については全て100点以上となっております。

3. 格差是正の方法と辺地債。格差是正の方法として、道路や橋梁の整備・補修、公共交通の維持などについて整備計画を定め、財政上有利な辺地対策事業債を起債し、財源として活用することができます。辺地債は、元利償還金のうち80%に相当する額が地方交付税の基準財政需要額に算入されるため、地方交付税によって実質的な返済負担が軽減されることになり、辺地を有する市町村は、財政的な負担を軽減しながら住民生活に必要な公共的施設を整備することが可能となります。

4. 計画の策定手続について。辺地法に基づき公共的施設の整備をしようとする市町村は、辺地法第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を経た上で計画を定めることとされております。また、同条第4項の規定により市町村が計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県と協議しなければならないとされていますが、今回提案の3件については、令和7年2月17日付で岐阜県から意見等はない旨の回答をいただき、協議は終了しております。

次の4ページ目を御覧ください。

5. 計画の概要ですが、この部分に関しては議案の説明した内容となります。

6. 特記事項。今回提案する3件の総合整備計画は、今後必要性がある事業について計画期間を定め策定していますが、それぞれの事業化については国や県の補助事業や市議会での予算審議を経て実行していくこととなりますので、あらかじめ御承知おきください。

提案は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま御説明をいただきました議第64号、65号、66号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

説明いただき、おおよその中身は理解しました。

また、辺地債もうまく活用しながらの事業ということで、その辺りは理解できたのですが、1個ちょっとお聞かせいただきたいのが、64号の湯屋のふれあいの森のところなんですが、おおよそその計画の概要みたいところで、こういったところを直すだとか、こういったものを新しく建てるだとか、何かそういったような方向性みたいところはどのようなものなのかというのは、概要で構いませんのでお聞かせいただければと思います。

また、今年度というか今現在、市のほうでは全体として公共施設の再配置といいますか、そういったものも進めていくということで、今方針とかをつくっていくところだと思いますので、そういったところとの整合性をどういうふうに取っていくのかということか、その辺りの観点も含めてちょっとお聞かせいただければと思います。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

新たに新設をする施設、建物等はございません。全て維持修繕に向けたものということになります。

その中で3点、概要を申し上げます。

まず施設の機能維持ということで、築30年以上が経過しておりますので、バンガローの屋根の修繕、そちらが6,500万円ほどになろうかと思ひます、11棟ございますので。

それから、2つ目ですが、これは滞在の提案とか魅力の創出といったようなところで、今までは食事の提供というものは一切ございませんでしたが、軽食の提供、それからキャンプに必要な食材の提供、そういったことができるように管理棟、調理棟などを一部改修してまいります。そこから辺りが1,600万円程度になろうかと思ひます。

それから、通年営業に向けてということで、水道管の凍結防止、こちらのほうを240万円ほど予定いたしております。私のほうからは以上です。

○財務課長（杉山勝彦）

私からは、2点目の公共施設の適正化との関係性ということでお答えしたいと思います。

まず、公共施設の適正化につきましては、委員御承知のとおり、今年度、適正化の基準を策定し、全ての公共施設に対して基準に基づきどういった方向性に向かっているのか、その辺の協議を今後進めていくというところにしておる中になります。

そのような状況の中で、今回小坂湯屋辺地の施設整備計画を上程させていただくわけなんですけれども、あくまでも今回、一つの地域の総合計画として、まずは一旦御理解いただき、お認めいただきたいというところになります。

今後、当然その適正化を図る中で、施設の必要性なども判断していくことにはなりますが、当然、今回この総合計画を認めていただいたからといって、全ての予算、事業あるいは財源として認めていただくということではなく、今後、予算編成、予算の審査等々の中で、その中身についてはしっかり御審議いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員（桂川融己議員）

方向性のお示し、ありがとうございます。

また、修繕箇所ということで、築30年以上で、たしかあそこも木造のものだと思うので、それなりにぼろが出ているというか、そういったところもあるかもしれませんし、その辺りの修繕がいろいろということでお金が、今いろいろ資材高騰もしているのかかるんだろうなということもおおよそ分かりました。

あと、また後者のほうも予算審査の中で中身を見ていくということで、今回まず計画ということですので、その辺り私のほうは理解できました。ありがとうございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長（中島ゆき子議員）

今ほど御説明をいただきましたが、こちらの指定管理者が通年営業されるということで今年度から指定管理料を増やされていますが、まだまだ未知数なところがございまして、今ほど計画というお話でしたけど、この11棟のバンガローを修繕されるというところで、今後の収益の見通しとかも立てた上でこのような計画を立てられたのかというのが1点目。

2点目は、ひめしゃがの湯とか美輝の湯は、たしか7,500万ぐらいから8,000万かからないぐらいの修繕費用をかけて直して、その後民営ということで引き渡しておりますけど、こちらは8,700万ほどかけて修繕されますけど、今後民営化についても視野に入れてみえるのか、この2点について伺います。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

1点目の収益見通しの話なんですけれども、この点につきましては、一応新たな指定管理に向けては目標数値を設定しております。売上げ1,500万、それから入込みが3,000人ということで、そこを目標に向かっております。もちろん客単価も上げながら売上げを上げていくということで、職員も1人の配置ではなく複数人配置をして、しっかり施設管理ができるようにということで向かっております。

今の屋根の修繕につきましては、本当にもう雨漏りがするかもしれないという状況の中で、NEXT GIFU HERITAGE、滝めぐり等、そういったことで滞在される方を見越して、やっぱり施設整備が必要だということで、この整備に向かっております。

それから、2点目の民営化の方針ですね。これは指定管理の状況を見ながら、もちろん民営化ということも視野に入れながら向かっております。前年度との比較はちょっとできないんですけれども、毎月営業状況、それから入り込み客等の進捗状況は、こちらのほうでも管理しております。

それから、あとスポット的に調査をかけるということで、ゴールデンウィーク中とか夏のハイシーズン、それから秋、そういったところをスポットで捉えながら、じゃあ前年度とどういう比較ができるのかということも含めて進捗状況を管理してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

今後の運営状況ということですが、金山町にありました弓掛のキャンプ場、バンガローは全て撤去しておりますし、やはり収益を見ながら、今後この11棟全部を直していくというところは予算措置が要ということで、しっかりその辺も見込みを出していただきながら今後提案いただ

ければと思いますので、過去にはそうやって、もうやめたというところもございまして、その辺しっかり見通しは立てていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

国定公園化も進みつつありますので、先ほども言いました未来遺産、HERITAGEの関係も含めてそういった環境を整備するというので、今こちらとしては重要というふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○副委員長（高井範和議員）

12番委員の質問が終わりましたので、進行を委員長に戻します。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかに質問の方はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第64号、65号、66号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、付託案件(5)の議第67号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

ちょっとお待ちください。執行部入替えのため暫時休憩します。

午前9時56分 休憩

午前9時57分 再開

○委員長（中島ゆき子議員）

再開いたします。

もう一度議案名を言います。議第67号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

よろしく願いいたします。

それでは、議案書32ページを御覧ください。

議第67号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例について。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年6月6日提出。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

改正の概要につきましては、条例要綱で説明させていただきますので、議案書の41ページを御覧ください。

1の改正理由につきましては、議案書の提案理由と同様ですので、改正の概要である2から御説明をさせていただきます。

まず初めに、今回改正する関係条例でございますが、2本の条例が対象となっております。

1つ目は、下呂市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例と、2つ目は、下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。改正内容に関連がありますので、2本同時に改正をするものでございます。また、当該条例は国の省令の従うべき基準をもって条例が定められているため、その省令改正に合わせて本条例の改正を行うものでございます。

今回の改正の背景といたしましては、全国的に小規模保育事業所が連携施設の確保に苦慮している現状に鑑み、要件の緩和が図られるものでございます。

続きまして、まず(1)でございますが、保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合に、確保しないことができる要件を定めるものでございます。その要件でございますが、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。2つ目が、特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間で役割分担との責任の所在が明確化されていること。3つ目が、保育内容支援連携協力者の本来業務の遂行に支障がない措置が講じられていることの3つの要件が必要となります。これらの要件が整えば、連携施設を確保しないことができることとなります。

次に、条例要綱(2)代替保育に係る連携施設について、連携協力を行う者を確保するために必要な措置を講じてもなお協力者の確保が著しく困難な場合に、連携施設を確保しないことができることとします。

改正内容の詳細でございますが、現行の条例でも連携施設を確保しないことができることとなっておりますが、連携協力を行う者の確保が困難である場合なども考慮し、さらに要件の緩和として、市長が連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお連携施設の確保が著しく困難であると認めるときには、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることといたします。

次に、(3)附則関係でございます。

連携施設を確保しないことができる経過措置期間を延長し、条例の施行日から15年までといたします。

(4)施行期日。この条例は、公布の日から施行します。

なお、現在市内には対象施設として4事業所ありますが、全ての事業所において適切に連携施設が確保されているため、本条例改正の適用を受ける事業所はございません。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第67号について御説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で、議第67号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第63号から議第67号までの5議案について討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で、議第63号から議第67号までの5議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第63号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第63号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第64号 小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第64号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第65号 下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第65号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第66号 金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第66号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第67号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第67号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

以上で、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前10時04分 終了